

# 障害に寄り添う 弁護士を目指して ~東京都障害者差別 解消条例に学ぶ弁護士 による『合理的配慮』~

2019年6月6日(木)

## 1 合理的配慮の義務化

昨年6月27日、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「都条例」という。）が成立し、同年10月1日から施行が開始されています。

2016年4月1日から施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）では、「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」をすべきとされていますが、事業者の合理的配慮の提供は努力義務に止まっています。これに対し、都条例では、事業者の合理的配慮の提供も「義務」とされています。弁護士もまた「事業者」として、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を職務上の義務として考えていく必要があります。

本研修は、差別解消法や都条例の施行状況を踏まえ、弁護士が法や条例の内容を知るとともに、その考え方を学び、弁護士としてこれらの法令にどのように向き合えばいいのか、条例で定められた紛争解決の仕組みをどのように活用していくのかを考える機会としての研修です。

## 2 差別解消法及び都条例の概要

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課課長代理（権利擁護担当）松川邦夫さんから、都条例における、概要及び考え方、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」「環境の整備」について具体例を交えて説明していただきました。

実際の相談として、救急車に盲導犬を乗せようとしたところ同伴を拒否され、そのやり取りに3～5分要したが、後にその対応は誤りであり、消防庁が謝罪したという事例の紹介がありました。また、都条例の特徴として、事業者（弁護士を含む。）の合理的配慮の提供が義務化されたこと、広域支援相談員、紛争解決機関を設置したことの説明がありました。最後に、相談件数が増加傾向にあり、今後も弁護士に協力をお願いしたいという話がありました。

## 3 都条例と弁護士業務との関係

採澤友香弁護士から、都条例と弁護士業務との関係について、①条例上の義務を負う「事業者」としての弁護士、②障害者の差別解消をサポートする弁護士、③条例上の機関で活動する弁護士という観点から、具体的な弁護士の相談場面を例に説明がありました。

例えば、「高次脳機能障害により記憶が困難であるため相談内容を録音させてもらってもいいかという問いかけに対し、どのような配慮をすべきでしょうか」という問題提起がありました。

## 4 シンポジウム

シンポジウムでは、聴覚障害のある方の法律相談について、弁護士が当事者から筆談の要請があったのに応じてくれないという内容の寸劇に続き、シンポジストから意見をいた

できました。NPOインフォメーションギャップバスター理事長伊藤芳浩さんからは、「①筆談の要請を断ったこと、②（仮に筆談することが、合理的配慮の免責事由である「過重な負担」に当たるのであれば）その説明をしていないこと、③代替方法について説明していないことの3つのポイントがあると思う。」と話がありました。聴覚障害者は、障害の程度によって聞こえ方や話し方が様々であるので、問い合わせ先には電話以外にFAXやEメールの記載をすること、相談を受ける際には、多様なコミュニケーション方法（筆談、パソコン等）を用意することなどの助言もありました。伊藤さんからは、弁護士が聴覚障害のある方とのコミュニケーションに使えるツールとして、話した言葉を音声認識を使って文字化する無料アプリ（UDトーク）等の紹介もありました。弁護士との相談では、聴覚障害者はコミュニケーションに心理的な負担が大きいため、なるべく配慮をしてほしい、挨拶程度の手話を覚えてほしいという要望もありました。生駒真菜弁護士からは、「いろいろなコミュニケーション方法をご紹介いただいたが、弁護士が比較的導入しやすい方法は何か」という質問があり、伊藤さんからは、人によって様々なので、本人の立場を踏まえ、双方歩み寄って決めていただきたい旨の話がありました。

続いて、知的障害のある方の相談依頼に対し、弁護士が付添い者の同伴を求めるという設定の寸劇を見た後、ゆうあい会の松尾章司さんから、「知的障害ということで付添い者の同伴が必要だと断定していることに違和感がある。知的障害ということで一概には決めつけてはいけない」という話がありました。生駒弁護士からの「障害

のことをあれこれ聞かれることはやめていただきたいか」という質問に対しては、松尾さんから「障害のことを話すことで、自分の親友を失うことや、冷たい態度に変わることもあり、非常に難しい」と話がありました。「事案によって支援者の同伴を求めることについてどうか」という質問に対しては「状況にもよるが、正確に事実を話すために両親や支援者に同伴してもらった方がいいこともある」という回答がありました。コーディネーターの池原毅和弁護士から、「分かりやすい説明方法として、絵や図を使うことは有効か」という質問があり、松尾さんからは「一概にはいえず、人による。コミュニケーションボード（絵や図を使ってコミュニケーションを補助するツール）を使うことがいい場合もある」という回答がありました。

3つめの寸劇では、視覚障害のある依頼者に対して、PDFファイルを送ろうとする弁護士の対応が紹介されました。寸劇に続き、DPI日本会議の上蘭和隆さんからは「ひとくちに視覚障害といっても、全盲や弱視の人など様々である」という説明に続き、視覚障害のある当事者は、紙の文字が読めないこと、移動に不便があることの説明がありました。①文書は音声読み上げソフトに対応できるワードかテキストファイルが望ましい、②目的地まで



シンポジスト

のルートや道案内は簡潔な文章で説明してほしい（これを「ことばのちず」と呼んでいる）、③部屋の中で椅子の場所等を教えるときは背もたれをさわらせるなどしてほしい、④弱視の方については光や色に配慮してほしい、⑤全盲の方がパソコンで文書を書くときにレイアウトや漢字が違っていても本人は気づきにくいので、周りが気づいたときはぜひ修正してほしいとい

う話に続けて、「結局は人によって違うので、率直にどうしたらいいか？と本人に聞いてもらえるとありがたい」と説明がありました。生駒弁護士から、個別性が高いことを改めて感じたことと、点字が使えなくても報告等ができることが分かったのは参考になる、「ことばのちず」の話は今日からも使える、といった感想が述べられました。

## 5 質疑応答

質疑応答では、前述の無料アプリについての質問や、発話障害、構音障害の方にとって便利な支援器機についての質問がありました。後者について、松尾さんの支援者の須郷忠之さんから、キータッチしたものを音声で出してくれる「トーキングエイド」という器機があり、障害特性によって使用する器機の種類が違うこと、貸出しもされていることの紹介がありました。

質疑応答の後、池原弁護士から、「障害のある人が弁護士の事務所に行ったり、相談をしたりするにあたり、こんな配慮があるとありがたいという点について教えてほしい」という問題提起がありました。

伊藤さんからは、「弁護士に相談することはハードルが高い。相手の立場に立って配慮してほしい。想像力を大いに働かせてほしい。そのときにお互いが十分に話し合って納得で



東京都松川邦夫氏

きる方法を探してくれるといいと思う。最近では重複障害、障害のグレーゾーンの方に対しても配慮をいただくため、『どのような方法がいいですか？』と聞いてもらえるといいと思う。お互いが気持ちよく相談できる環境作りを」と話がありました。これに対し池原弁護士から、想像力をもつということは重要である、社会的障壁の一つである観念で思い込みをすることは想像力の欠如であり、弁護士側の配慮が必要であるというまとめがありました。

松尾さんからは、「理解力が不十分な方に対しては、答えやすいような言葉に置き換えて話をしてもらうことが重要。知的障害だからと決めつけてほしくない」と話がありました。池原弁護士からは、分かりやすく説明するというのが重要であるが、相手が全て理解できているか確認することにも留意が必要であると話がありました。

上菌さんからは、「障害があっても一人の人間。障害の垣根が取れないのがちょっと悔しい。身近に障害のある人がいれば理解できる。初めて会うと身構えるとは思いますが、今は何をすればいいのか、話をすればいいのか、どうすればあなたと話ができるの？と率直に聞いてくれるのが一番だと思う。これを聞いてはいけないのではと思わず、障害者側もすぐに怒らず、教えようというコミュニケーションができるといいと思う」と話がありました。

生駒弁護士から、「ひとくちに障害ととっても、同じ障害であっても程度が違うこと、ど

のような方法がいいのか率直に聞いていいこと、一緒に考えていいことが分かり、前向きに考えることができるようになった」とまとめた話があり、シンポジウムは終了しました。

## 6 弁護士の対応指針

当会には、弁護士による差別解消法の実施について定めたガイドラインである「弁護士等の職務における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」があります。

ここでは、合理的配慮の例として、次のような例が挙げられています。

- 障がい者が利用するコミュニケーション方法について可能な範囲で事前に確認しておくこと。
- 障がい者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。

これらの例は、障害のある人の相談等を実効的に行うために、まずは相手の意向を確認すること、一緒に考えることが必要であることを提示しています。まさに今回の研修で学んだことの一つです。

また、これらの配慮は、障害のある人に限らず、全ての相談者や依頼者に共通する配慮事項ではないでしょうか。障害のある人に対する配慮が、全ての人に対する配慮（ユニバーサルデザイン）につながる事が分かります。



コーディネーター池原毅和弁護士、採澤友香弁護士

## 7 障害は我々の中にある

差別解消法や都条例は、障害の原因は本人にあるのではなく、社会にあるという「社会モデル」の考え方を取り入れています。社会にある障害を取り除くのが「合理的配慮」であり、弁護士もこれを提供する義務があります。

社会にある「障害」には、建物等のバリアだけではなく、「慣行」や「観念」が含まれます。「慣行」はルール、「観念」は考え方です。当事務所ではそのような対応はしていない、いつもはそのような対応はしていない、そのような対応は難しいというルールや考え方を、障害のある方に応じて変更していくことが「合理的配慮」です。

例えば先の対応指針には、次のような合理的配慮の例が挙げられています。

- 障がいがあることによって通常よりも法律相談に時間がかかる場合（手話通訳を利用した場合など）における法律相談時間の延長や当該延長にかかる相談費用について柔軟な取扱いをすること。

これまでの法律相談のルールを変更することは難しいと考える思考（観念）を一旦柔軟にして、障害当事者が十分な相談を行うための配慮として、当該ルール（慣行）の変更が可能かを検討するのが「合理的配慮」です。

本研修は、合理的配慮のイメージを持っていただきながら、合理的配慮が双方の対話を通じて個別に形成されるものであること、想像力を働かせることが重要である一方、障害があるからと決めつけず、本人に聞いてみて、一緒に工夫していくことが重要であることを知る大切な機会になったと思います。

障害のある方の相談の機会を実質的に保障し、その後に続く権利保障を実現するために、弁護士業務の現場において合理的配慮が実践されることが期待されます。

障